

【記載例 6】

国外転出時課税（所得税法第60条の2第1項）の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に帰国等をしたときに、国外転出時課税に係る課税の取消しを行い、修正申告書を提出する場合

国外転出時課税の適用によって生じた譲渡損失の金額について申告をした後、国外転出の日から5年（又は10年）以内に帰国等をしたことにより、その譲渡損失の金額がなかったものとする場合には、これによって増加した所得金額や所得税額を申告するために修正申告書を提出することができます。	
この場合における修正申告書の提出に当たっては、「申告書第二表」の「特例適用条文等」欄に、次の取消事由に応じそれぞれ次の修正理由を記載して下さい。	
課税の取消事由	修正理由
国外転出時課税の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に帰国等をした場合	令和〇年〇月〇日帰国による 国外転出時課税の課税取消し
国外転出時課税の申告をした方が、国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に国外転出の時に所有等していた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約を贈与により居住者に移転した場合	令和〇年〇月〇日贈与による 国外転出時課税の課税取消し
国外転出の日から5年（納税猶予の期限を延長している場合は10年）以内に国外転出時課税の申告をした方が死亡し、国外転出の時に所有等していた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の相続又は遺贈を受けた者の全てが居住者となった場合	令和〇年〇月〇日相続による 国外転出時課税の課税取消し

令和 06 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の修正申告書

整理番号

A 2 3 0 4

住所
フリガナ氏名

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類 種 目 給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等 収 入 金 額 源泉徴収税額

50 源泉徴収税額の合計額

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類 収 入 金 額 必要経費等 差 引 金 額

13 14 社会保険料控除

15 生命保険料控除

16 地震保険料控除

17 損害保険料等

18 寄附金控除に関する事項 (28)

特例適用条文等

令和〇年〇月〇日帰国による国外転出時課税の課税取消し